

告 示

埼玉県告示第四百十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年四月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二二―四四―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県熊谷市飯塚字北飯塚前千三百九十二番三外十二筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 四百二十六・二一一立方メートル